3　法第五十五条第三項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　評価年月日
二　評価の対象
三　評価の方法
四　評価の結果
五　評価を実施した者の氏名
六　評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　評価の実施に係る組織
八　評価の実施に係る工程管理
九　評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　評価記録の管理に関する事項
十一　評価に係る教育訓練に関する事項
4　法第五十五条第三項の評価の結果の記録は、評価された特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。
5　法第五十五条第三項の評価の結果の報告は、第二項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第六十四条　法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

第六十五条　法第五十五条第四項の審査を受けようとする者は、機構が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を機構に提出しなければならない。

第六十六条　規則第七十三条の八及び規則第七十三条の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、規則第七十三条の八中「法第五十条の二第四項」とあるのは「法第五十五条第五項」と、規則第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」とあるのは「法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。

2　直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、規則第七十三条の八第二号及び第三号の規定を準用しない。

3　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知（機構が行った法第五十五条第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第五十条の二第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（電磁的方法による保存）

第六十七条　第四十条第一項各号、第六十二条第一項各号及び第六十三条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第五十二条第一項並びに第五十五条第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出）

第六十八条　法第五十五条の二第二項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十八の事業用電気工作物設置者地位承継届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　法第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第十九による書面及び戸籍謄本

二　法第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第二十による書面及び戸籍謄本

三　法第五十五条の二第一項の規定により合併又は分割によって事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

（立入検査の身分証明書）

第六十九条　法第百七条第八項の証明書は、様式第二十一によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十六年三月三十一日までの間は、第五十三条第一項の表第三号下欄中「二十四月」とあるのは、「十八月」と読み替えるものとする。

様式第1（第5条関係）

保安規程届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）㊞

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2（第5条関係）

保安規程変更届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第3（第7条関係）

主任技術者兼任承認申請書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）㊞

原子力発電工作物の保安に関する省令第6条第2項ただし書の規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	主任技術者免状の種類及び番号	